

介護保険部会における議論の状況

身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けた 論点① 地域ネットワーク・相談体制の充実に向けた取組の推進

社会保障審議会介護保険部会（第126回）

令和7年10月9日

資料2

現状・課題

- 世帯数の推移を見ると、高齢者単身世帯はさらに増加し、2050年頃には全世帯のうち5世帯に1世帯が高齢者単身世帯になることが想定されている。こうした世帯構成の変化に伴って、身寄りのない高齢者等の増加が見込まれる。
- 特に、身寄りのない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないことなどにより、現在でも、ケアマネジャー等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも増加。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要。
※ 上記については、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理（令和6年12月）でも指摘されている。
- 各市町村においてこのような議論を進める場の一つとして地域ケア会議があり、この枠組みを更に活用することが考えられる。地域ケア会議では、現状でも、個別会議と推進会議を適切に連携させ、身寄りのない高齢者等に係る議論が行われるケースも出始めているが、その機能を一層高め、具体的な対応策や必要に応じた資源開発など、実効的な課題解決につながる取組の推進が考えられる。
- 具体的には、身寄りのない高齢者等が抱える課題としては、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務などが挙げられるが、こうした課題に対応するにあたっては、地域ケア会議などを活用してケアマネジャーや地域包括支援センターが中心となって地域課題として必要な資源を整理すること（朝来市の例）に加え、地域の多様な主体による取組（出雲市の例）、民間サービス（岡崎市の例）、身寄りのない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業（新設について福祉部会において検討中）、生活困窮者居住支援事業、成年後見制度などの公的な仕組みといった、必要な関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。
- こうした地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、生活圏域の高齢者のニーズをきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要であるが、こうした取組を主導するに際して、業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指摘されている。地域包括支援センターが地域での役割を発揮できるようにする観点から、地域包括支援センターの業務の多くを占める介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務の在り方についても、併せて整理することが考えられるか。

論点① - i 地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等

論点に対する考え方（検討の方向性）

＜地域ケア会議の活用推進＞

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進するための方策について、以下の観点も含めて、どのように考えるか。
 - ・ 地域ケア会議の実施に当たり、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域包括支援センターが果たすべき役割についてどのように考えるか。
 - ・ 身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズや課題に対応していくために、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー等、地域ケア会議における関係職種の役割について、どのように考えるか。
 - ・ 医療・介護分野以外にもかかわる多様な困りごとを地域全体で支えていくために、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進するため、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すことの意義・方策について、どのように考えるか。

＜相談体制の充実等＞

- 地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化することが考えられないか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが考えられないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行うことを体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（※）においても、身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化してはどうか。

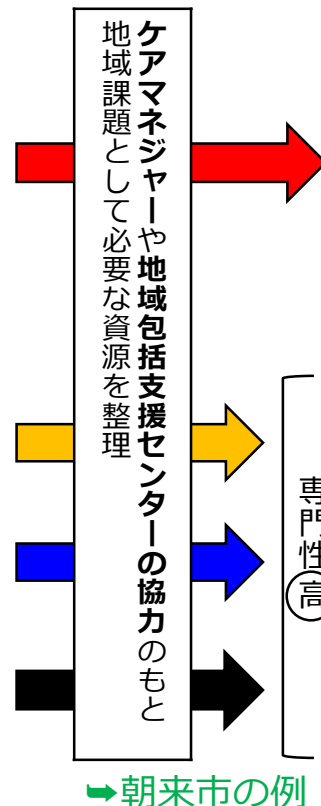
（※）個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。
- 併せて、こうした相談業務や関係者のコーディネートに係る課題を背景に、市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策についてどう考えるか。

身寄りのない高齢者等が抱える課題の解決に際してつながるべき関係者・関連事業等の例

- 身寄りのない高齢者等が抱える課題として、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務などが挙げられる。
- こうした課題の解決方法としては、**地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理することに加え、地域の多様な主体による取組、民間サービス、公的な制度・事業（身寄りのない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業（新設について福祉部会において検討中）、生活困窮者居住支援事業、成年後見制度）**など、必要なニーズに対応した関係者・関連事業等につなげていくことが考えられる。

身寄りのない高齢者等が抱える課題の例

生活支援	・ 通院の送迎・付き添い
	・ 買い物の同行、物品購入
	・ 日用品や家具の処分
	・ 介護保険サービス等に係る手続きの代行
財産管理	・ 定期的な収入（年金等）・支出（公共料金等）に係る手続き代行
	・ 生活費の管理
	・ 財産の保存、管理、売却等に係る手続き代行
身元保証	・ 入退院・入退所時の手続き支援
	・ 緊急連絡先の指定の受託、緊急時の対応
死後事務	・ 死亡や火葬に係る手続き代行
	・ ライフラインの停止に関する手続き代行
	・ 残置物などの処理に係る手続き代行
	・ 墓地の管理・撤去に係る手続き代行



つながるべき関係者・関連事業等の例

生活支援コーディネーターと協働し、 地域の多様な主体 による社会資源の発掘・創出、ネットワーク構築
・ NPO団体 ・ ボランティア団体 ・ 互助組織（老人クラブ等） ・ 住民主体の取組 など
民間のサービスにつなぐ
・ 高齢者等終身サポート事業 ・ 信託銀行によるサービス ・ 保険外サービス など
公的な制度・事業の活用
・ 身寄りのない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業（新設について福祉部会において検討中） ・ 生活困窮者居住支援事業 ・ 成年後見制度 など

→ 出雲市の例

→ 岡崎市の例

→ 福祉部会における議論に関連

※ 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理」（令和6年12月）及び 総務省行政評価局「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」（令和5年8月）もとに整理

身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例

- 身寄りのない高齢者等を支えるための方策として、**地域包括支援センターやケアマネジャー**により抽出された地域課題を**地域ケア会議**で検討し資源を見える化・活用、**生活支援コーディネーター**が中心となり**住民団体のネットワーク構築**を促進、民間事業者等との**官民連携**を通して身元保証・生活支援・死後事務などのサービスを提供する事業を創出、といった取組が行われている。

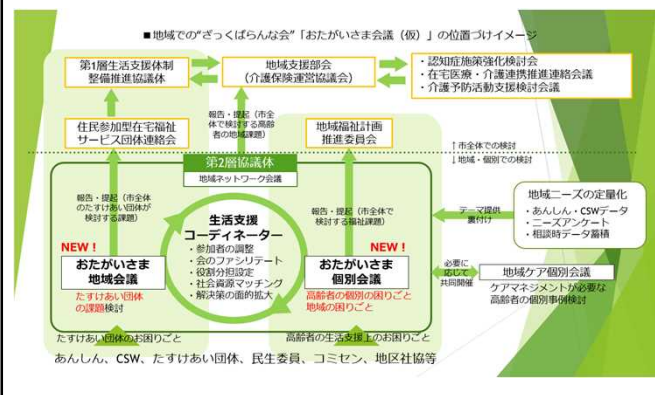
地域包括支援センター・ケアマネジャー主導型の取組（兵庫県朝来市）

- ケアマネジャーの困りごとの中から身寄りのない高齢者への支援が地域課題として挙がり、**地域包括支援センターや居宅介護支援事業所**が中核となって、身寄りのない高齢者に関する課題を検討する**ワーキング**を**地域ケア会議**の中に設置。
- 主任ケアマネジャー、司法書士、医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の多分野の関係者による議論を経て、「**身寄りのない人を支える資源マップ**」を作成。困りごとに応じた制度・資源の例や活用ポイントが整理されており、相談支援時に活用。



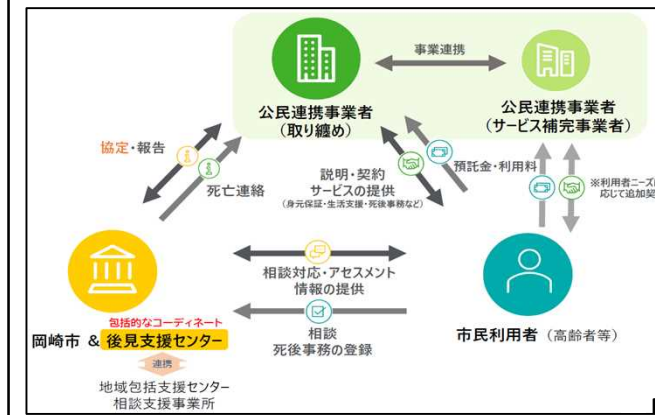
住民主体型の取組（島根県出雲市）

- 独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い、**生活支援ニーズ**に応えていくための**ボランティア**の役割の重要性や、**たすけあい活動**を通じた**社会参加・介護予防**としての効果にも着目。
- 地域の住民間で高齢者等を支え合う**互助団体**が市内に17団体存在し、家事支援や通院付添い等の活動を実施（利用料500～1400円/時）。
- こうした団体の強みを活かしつつ、今後の担い手確保などの課題に対応できるよう、**市が団体の連絡会や地域ケア会議を連動させる体系を整備し、住民主体団体の取組を支援するとともに、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者等にかかる個別課題解決の場づくりを推進。**



官民連携型の取組（愛知県岡崎市）

- 多様化する社会課題や市民ニーズに対応するため、公共サービスを行政のみでなく、**民間事業者等**を含めた多様な担い手との連携による良質かつ効率的なサービスの提供を目指し、金融機関をコアメンバーとする「**岡崎市SDGs 公民連携プラットフォーム**」を設置。
- 終末期の支援をパッケージで提供するため、本プラットフォームのスキームを活用し、「**終活応援事業**」を創設。
- 居住支援法人や法律事務所、司法書士事務所母体の法人、葬儀社などの**民間事業者と岡崎市**とで協定を締結し、市民の求めに応じて必要なサービスの情報を提供。



地域ケア会議の現状と課題 ～会議の開催目的、個別会議・推進会議の連携～

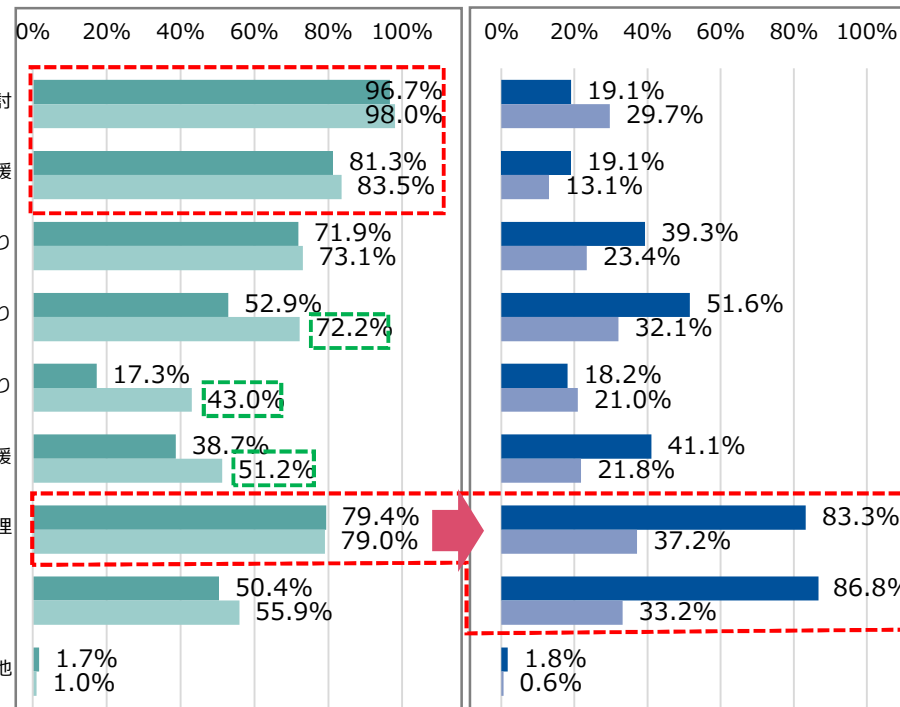
- 地域ケア個別会議では個別事例の検討やケアマネジャー支援を目的とした会議が多く開催されており、**地域課題の抽出・整理**も広く実施されている。そこから抽出された課題が地域ケア推進会議につながり、**対応策の検討**へつながっていることがうかがえる。
- センター主催の地域ケア個別会議では、**住民を含めた地域のネットワークづくり**や**関係機関間の連携に向けた支援**を目的とするものも多く、より地域に根ざした会議が実施されていると考えられる。
- 地域ケア**個別会議と推進会議を連携**させることができている市町村は**半数程度**となっており、**さらに対応策を検討する体制ができていると回答したのはそのうちの半数**。

地域ケア**個別**会議の開催目的

地域ケア**推進**会議の開催目的

地域ケア会議の連携・活用の現状

(527市町村)



- 地域ケア個別会議と地域ケア推進会議とで課題や議題を連携し、対応策を検討する体制ができている
- 地域ケア個別会議で挙げられた課題を推進会議に連携しているが、対応策の検討までは至っていない
- 地域ケア個別会議で議論はできているが、推進会議にその内容を連携できていない
- 地域ケア個別会議での議論がそもそも十分でない
- 無回答

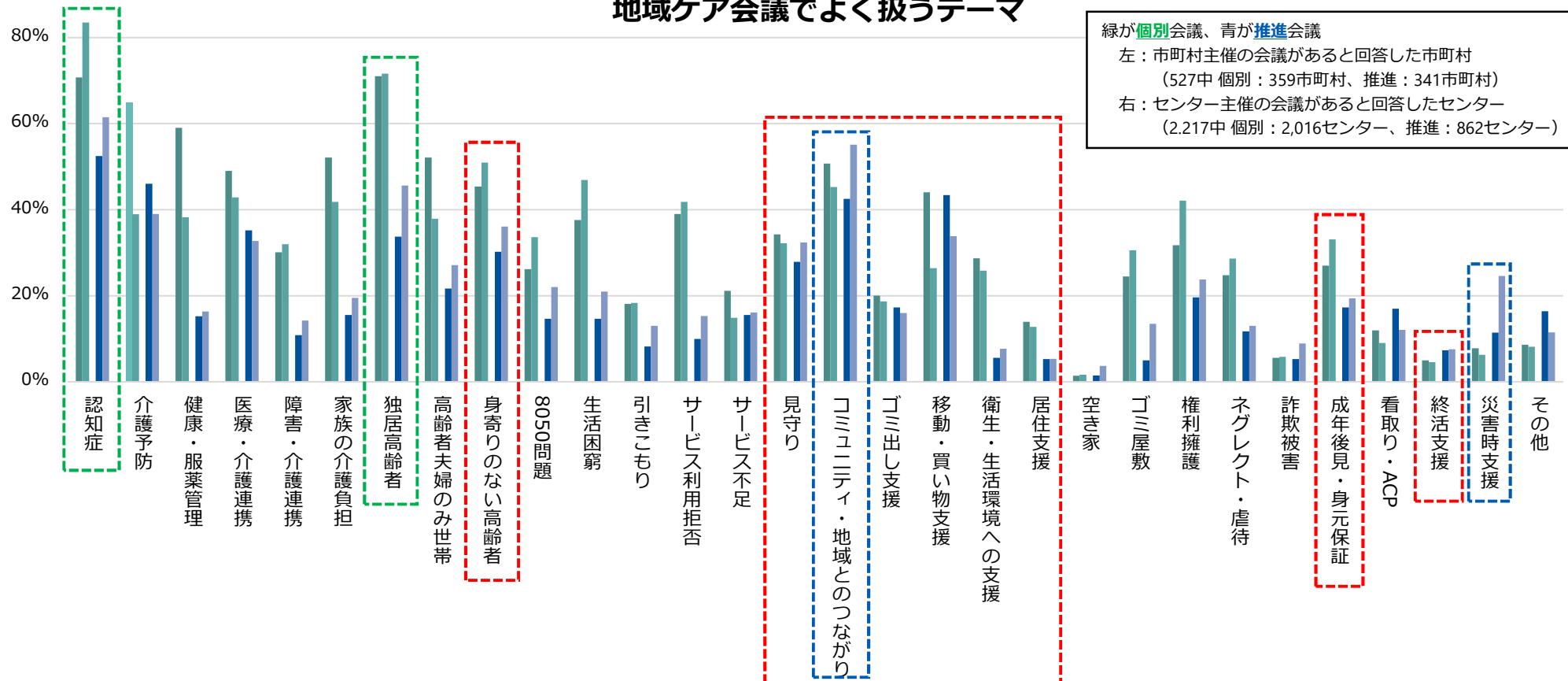
上段：市町村主催の会議があると回答した市町村（527中 個別：359市町村、推進：341市町村）

下段：センター主催の会議があると回答したセンター（2,217中 個別：2,016センター、推進：862センター）

地域ケア会議の現状と課題 ～よく扱うテーマ～

- 地域ケア個別会議では、市町村と地域包括支援センターのいずれの主催であっても、**認知症**や**独居高齢者**に関する課題が多く扱われている。地域ケア推進会議では、**つながりづくり**や**災害時支援**についても取り組まれている。
- **身寄りのない高齢者**の課題とも関連する、**見守り**や**つながり**、**生活・居住支援**、**身元保証**や**終活支援**といったテーマも取りあげられている。

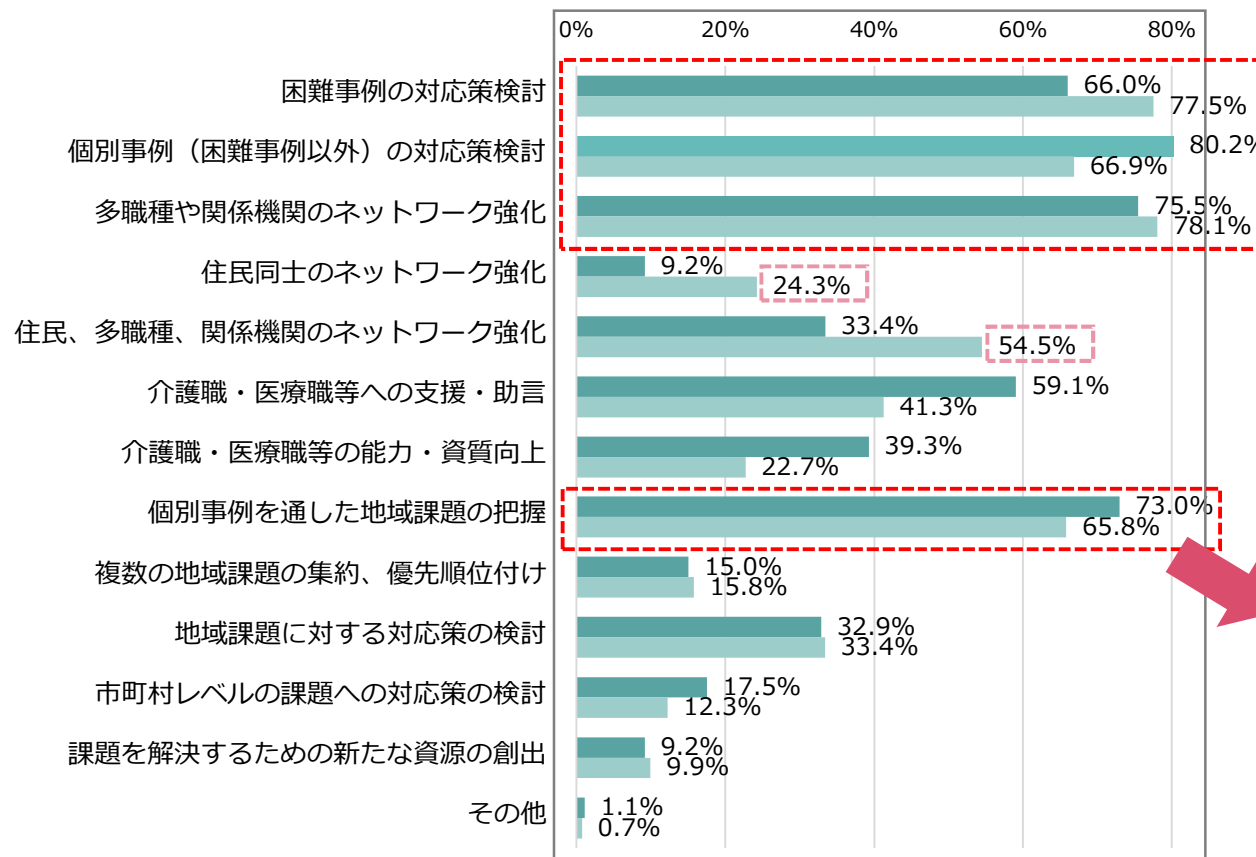
地域ケア会議でよく扱うテーマ



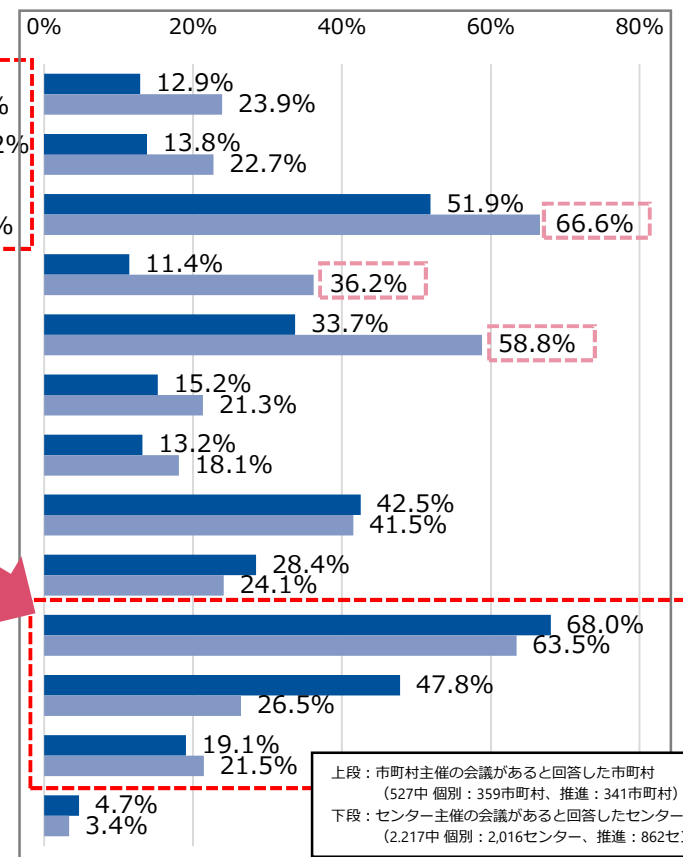
地域ケア会議の現状と課題 ～会議の成果～

- 地域ケア個別会議において困難事例を含め個別事例の対応策検討、地域におけるネットワーク強化、地域課題の把握が行われ、地域ケア推進会議において地域課題に対する対応策の検討が行われている。新たな資源の創出につながっているケースもあるものの、さらなる推進が必要と考えられる。
- センター主催の会議では市町村主催と比べ、住民を含めたネットワーク強化が多く成果として挙げられている。

地域ケア個別会議により実施できたこと



地域ケア推進会議により実施できたこと



上段：市町村主催の会議があると回答した市町村
（527中 個別：359市町村、推進：341市町村）
下段：センター主催の会議があると回答したセンター
（2,217中 個別：2,016センター、推進：862センター）

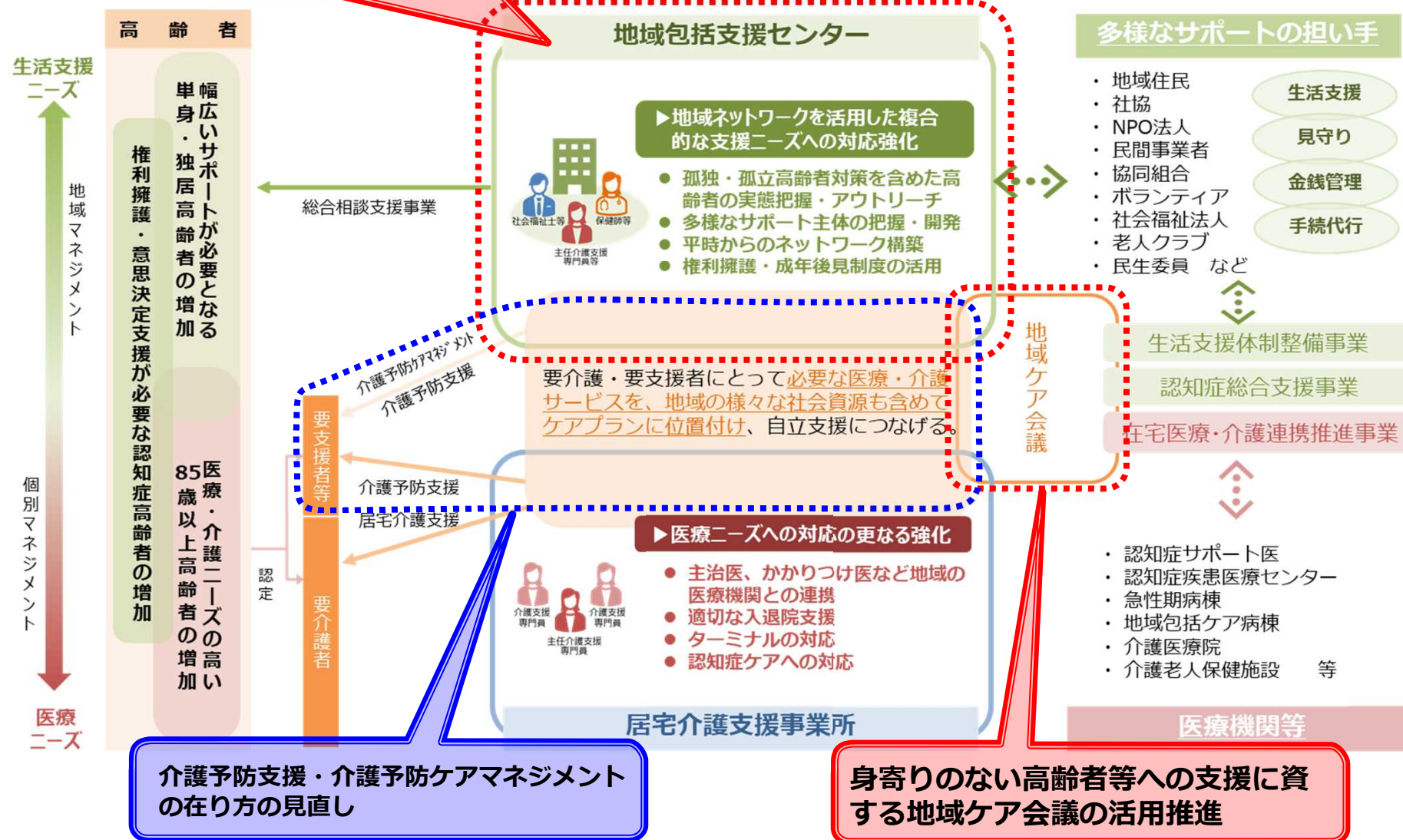
複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 相談体制・ケアマネジメント体制の整備

社会保障審議会介護保険部会（第126回）

令和7年10月9日

資料2
(一部改)

身寄りのない高齢者等に対する相談窓口の明確化等



複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 相談体制・ケアマネジメント体制の整備

社会保障審議会介護保険部会
(第117回)

令和7年2月20日

資料1
(一部改)

2040年に向けて、地域で求められることが想定される相談機能

- **医療・介護ニーズの高い85歳以上高齢者に対する専門的な支援**：退院支援や認知症ケアパスにおける医療・介護の連携のハブとして
- **認知症になっても希望をもって暮らすことができる社会の実現**：権利擁護や成年後見制度などの利活用促進による尊厳の保持
- **家族構成・生活スタイル・住まい方の変化や価値観の多様化への対応**：地域住民や多様な主体との連携による地域づくりの促進

地域包括支援センター

【地域マネジメント：ネットワーク、社会資源の創出】

- ・ 地域における医療・介護の連携強化や、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等への切れ目のない支援が必要。

このため、地域で暮らす高齢者の関心事や多様な主体による活動状況の把握、地域のネットワーク構築など、地域づくりの推進が必要。

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業などの事業間連動を深めるとともに、市町村が設置する「地域ケア会議」に主体的に関与していくことが必要。

⇒ 地域づくりの具体的な方策をどのように考えるか。
市町村が設置する「地域ケア会議」が果たすべき役割についてどのように考えるか。

居宅介護支援事業所

【個別的支援：個々の利用者へのケアマネジメント】

- ・ ケアマネジャーは、かかりつけ医等、医療を含む地域の関係者との関係構築、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担うことが重要であり、専門性が発揮できるような環境整備が必要。

⇒ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーや主任ケアマネジャーに求められる専門性についてどのように考えるか。

また、人材の確保、職責に見合う処遇の確保、業務範囲の整理、ICTの活用、研修の在り方の見直し等の取組を進める方策についてどのように考えるか。

論点② 介護予防の推進

現状・課題

- 高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら地域において自立した日常生活を営むためには、介護予防の取組を推進することが重要であり、「通いの場」は、住民主体の介護予防の取組を推進する場として、高齢者の社会参加を促すとともに、地域における支え合い機能や多世代交流の場として機能することで、地域共生社会の実現の一翼を担ってきた。
- 特に、中山間・人口減少地域においては、高齢者支援の担い手が不足することを見据え、高齢者の健康寿命の延伸に資する介護予防の取組を中心に、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図り、地域で支え合うことが必要になる。
- 中山間・人口減少地域等の市町村において、中核的な介護予防等の拠点の整備に向けて、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するとともに、介護、障害、子育て、生活困窮分野における地域の支援機能の充実に関する取組を検証することで、効果的な介護予防並びに地域の支え合いの拠点の在り方及び支援方策を明らかにすることを目的に、モデル事業を実施（令和6年度補正予算（令和7年度繰越実施））している。
- 2040年を見据えると、高齢化や人口減少のスピードについては地域によって大きな差が生じ、また、サービス供給の状況も地域によって様々となることが想定される。今後は、中山間・人口減少地域等に限らず、幅広い市町村においても、高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の多機能の拠点を整備し、その運営を推進していく必要がある。

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 高齢者の社会参加を促し、介護予防の取組を強化しつつ、地域の支え合いも強化する観点から、地域の「通いの場」の取組を支援するとともに、介護予防と障害、子育て、生活困窮分野等の地域のかかえる課題の支援を一体的に実施するための拠点を整備し、その運営を推進する事業について総合事業に位置づけることについてどのように考えるか。

介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業（R6年度補正予算）

● 背景

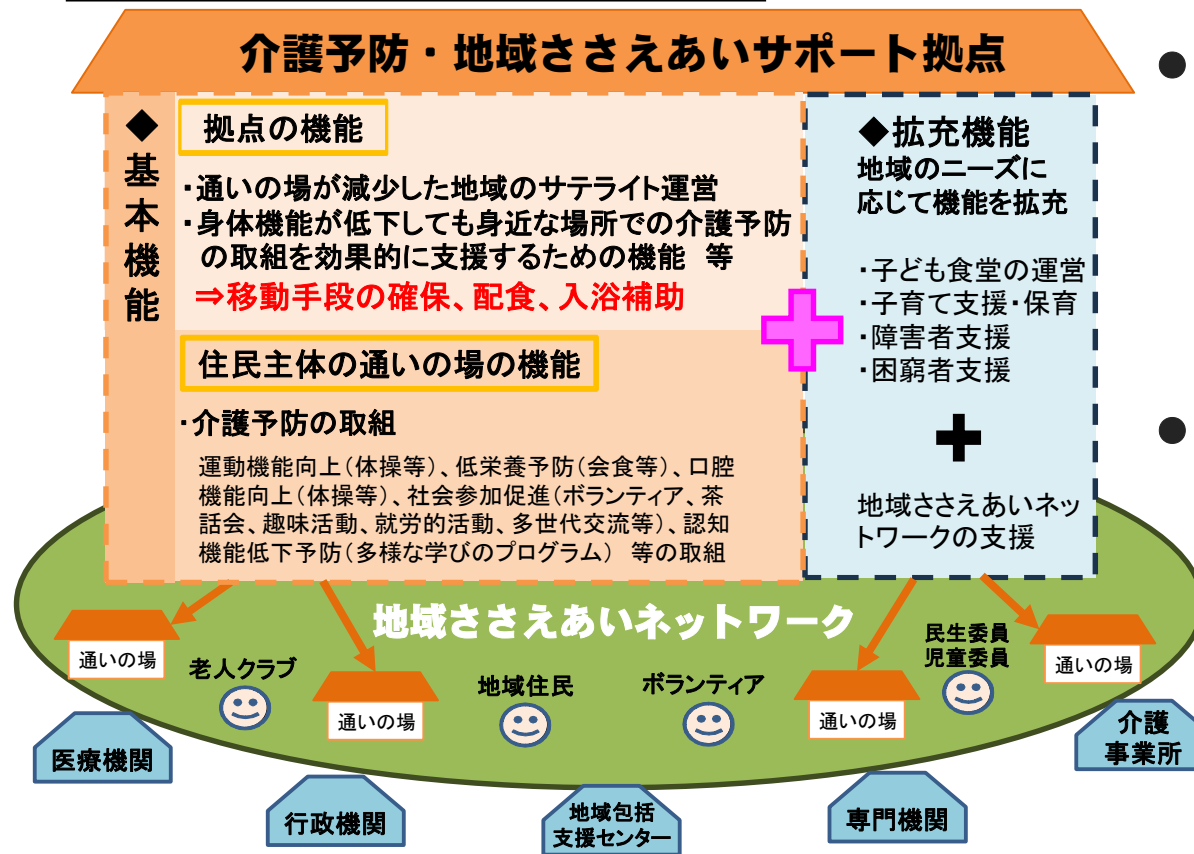
<現在>

通いの場は、住民主体の介護予防の取組を推進する場として、高齢者の社会参加を促すとともに、支え合い機能や多世代交流の場として地域共生社会の実現の一翼を担っている。

<今後>

- ・高齢者の健康寿命を延伸するために、更なる介護予防の取組が重要
- ・人口が減少している地域や中山間地域等を中心に、高齢者支援の担い手が減少
- ・身近な場所での介護予防の取組を効果的に支援するための拠点が必要
- ・人口減少等に伴い、地域のニーズに応じて、子育て支援や障害者支援等の機能も担う

● 介護予防・地域ささえあいサポート拠点（イメージ図）



● 施策の目的

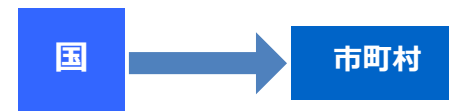
- ・身近な場所での介護予防の取組を効果的に支援するための拠点をモデル的に整備
- ・人口減少・中山間地域等において、あわせて地域のささえあいを効果的に下支えする機能をモデル的に実施

● 施策の概要

高齢者の健康寿命延伸に資する介護予防の取組を中心に、地域で支え合い、多様な機関や関係者が連携して取組を支援する拠点を、人口減少・中山間地域等に整備するモデル事業を行う。

● 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）

- ☐ 実施主体：市町村（10か所）
- ☐ 補助率：国10／10
- ☐ 事業スキーム



● 施策の対象経費

- ☐ 施設の改修等に係る経費（工事費等）
- ☐ 拠点の立ち上げに係る経費（人件費、消耗品費等）
- ☐ 送迎等に係る経費（賃借料、燃料費、保険料等）
- ☐ 研修等に係る経費（謝金、旅費、会場借料等）

第126回介護保険部会における主なご意見① (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等)

- 身寄りのない高齢者への対応については課題が多く、生活支援から死後事務に至るまで、市町村行政に関わる負担が大きい状況。中山間・人口減少地域をはじめとする町村においては、それらの課題を検討する地域ケア会議をはじめ、様々な相談支援に携わる人材の確保が課題となっており、そのような状況にあっても、相談支援機能の維持・強化を図ることのできる体制整備が必要であるため、国や都道府県による人的・財政的支援をお願いしたい。
- 身寄りのない高齢者が抱える課題について、ケアマネジャーが財産管理、身元保証、死後事務といったことまで全部やっている。これらを民間サービスにつなぐというのはとても良い例であり、実際にそういった例を見たことがある。この場合の課題は民営サービスにつなぐ時期が遅くなってしまい、亡くなってしまった後につなぐといったことがあるため、その時期をもう少し早く、本人が意思表示できる時期にちゃんとつなげるような工夫をする必要がある。
- 身寄りのない高齢者等への支援について、相談体制の充実として地域ケア会議の活用とあるが、現状でも地域包括支援センターの業務量は多く、人材不足が課題となっている。地域包括支援センターがその役割と機能を十分に発揮できるように、国による十分な財政支援と人材確保の強化、業務負担の軽減を図るべきと考える。
- 身寄りのない方々への対応として、財産管理、身分保証、死後事務の部分については、専門性と事務的な手間からも地域包括支援センターの指定3職種だけでは対応し切れないのが現状ではないか。法的なものであれば、士業、弁護士につなげるといったネットワークづくりが重要で、それが前提にないと、相談を受けたはよいが対処し切れないという状況に陥るだろうと思う。身寄りのない方がますます増えていくという中では、より専門的な機関をしっかりとつくっていくということが重要ではないか。一方、地域包括支援センターの認知度は非常に高いため、窓口としての役割を期待されるということについてはよく分かる。士業とのネットワークづくり、協力関係の環境づくりがまずは大事ではないかと考える。

第126回介護保険部会における主なご意見② (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等) (続き)

- 地域ネットワークや相談体制の充実というのは極めて重要な論点であり、ぜひ積極的に進めていくべき。地域包括支援センターにおける総合相談支援事業での対応の明確化や地域ケア会議の活用推進、医療・介護分野を超えた多様な関係者との連携強化は、認知症の人とその家族を含む支援が必要な高齢者の地域生活を支える基盤となり得る。断らない相談体制や実効性のある体制整備をぜひお願いしたい。その上で、「身寄りのない高齢者等」という表現について、人によって受け止め方が様々になりそうである。「身寄りがない」ではなく、身寄りに頼れない高齢者への支援というものも必要だろうと考えている。「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめの中には、身寄りがあっても家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要があると書かれていた。当会員の中でも、身寄りはあるけれども、ともに要支援・要介護である高齢者同士の夫婦や、家庭での様々な関係性から家族に頼ることができないケースが多々ある。その点を踏まえた相談支援事業を推進していただきたい。
- 地域ケア個別会議でよく扱うテーマの筆頭が認知症であり、次に来るのが独居高齢者であるということが示されているが、地域の中で高齢者の個別支援、相談支援に取り組む専門職が共通に感じているものと合致しているのではないかと思う。「身寄りのない」という言葉の意味については他委員がおっしゃったとおり（上記）だと思うが、身寄りのない高齢者の多くは必要な生活支援を提供してくれる親族がいない独居の高齢者及び認知症である超高齢者夫婦のみ世帯であるということも指摘しておく必要がある。こういった高齢者には、今日の介護保険給付サービスでは対応できないニーズがあり、それに対応できるその人なりのパーソナルなソーシャルネットワークをつくり出していくのが相談支援の本質である。しかしながら、そのようなソーシャルネットワークをつくるにも、そもそも地域にそれを可能にする必要な地域レベルのネットワーク、潜在的なネットワークが存在しないから地域づくりを行うということであり、相談支援と地域づくりが切っても切り離せない関係であるということと、地域づくりとは一体何なのかということとをちゃんと今のような観点で明確にしておく必要があるのではないかと思う。地域ケア会議の活用の推進、相談支援において身寄りのない高齢者等の相談対応を行うことを明確化させるということは大賛成だが、この相談支援と地域づくりは切っても切り離せない関係だということをぜひ明確にしていきたい。

第126回介護保険部会における主なご意見③ (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等) (続き)

- 身寄りのない高齢者の増加という背景において、地域包括支援センターの役割は大きい。身寄りのない高齢者の増加だけではなく、サービス提供体制の状況や、介護予防支援など、地域ケア会議の中での議論が改めて重要となってくる。その地域ケア会議の活用の推進、相談体制の整備は非常に重要であり、早急に対応すべきものであると考える。具体的な対応体制としては、地域の多様な主体による取組を可能とする仕組みとしていくことが重要である。
- ケアマネジャーのシャドウワークについての議論にも関連する部分として、特に身寄りのない高齢者等については、地域支援の役割分担や地域の支援体制構築のために地域ケア会議が大変重要であると思うが、現状ではその開催方法について模索しているところもあるように思う。地域ケア会議の本来の機能を発揮できるようにするためには、その開催方法や在り方など、モデルを示す必要もあるのではないか。地域包括支援センターは、高齢者のみならず、多職種、多分野をつなぐハブの役割を果たしていくことが求められている。そのためにも地域マネジメントの視点は重要で、その機能が十分に発揮できるための周囲の理解や協力を含めた環境整備が必要。効果的な地域ケア会議を運営していくためには、介護サービス事業所のみでなく、各職種、各団体が地域の担い手としての役割を果たすことが期待されているところでもあり、地域ケア会議の必要性を理解し、積極的に地域ケア会議に参加、協力いただけるようになることを期待している。
- 独居は増えても孤立しない、させないという社会をしっかりとつくっていくことが必要。生活支援が必要になってからつながるのではなく、その前の段階として、退職して地域に戻ってくる段階、さらには退職前から、地域とのつながりをどれだけ作れるか、本人自身も判断力があるうちからどんどんつながっていくことを促進するような取組が必要と思う。その際、地域のつながりが、同じ世代だけでつながるのではなくて、多世代でつながるということも重要。同じ世代でつながっていると、どうしても仲間がいなくなって参加できないといったこともある。そういう社会づくりをしっかりと推し進め、そういうムーブメントを促進していく。そして、必要があったらまずは助け合える、または民間サービスがそのニーズに応えていくということを当たり前にしていくような取組を後押しする。市町村等が後押しする、または地域包括支援センターが後押しするということが期待されると思う。

第126回介護保険部会における主なご意見④ (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等) (続き)

- 地域包括支援センターが設置されてからの時間経過の中で、高齢者の生活も大きく変わってきている。単身の方や、認知症の方の数が非常に増えているということに加え、独りで生活している人たちの生活支援、財産管理、身元保証、死亡事務といったことが非常に重要なテーマになってきている現状がある。地域包括支援センターが実施している包括的支援事業、総合相談が非常に重要になってきており、地域包括支援センターの機能がケアマネジメント機能というよりはソーシャルワーク機能のところにシフトしてきているという実態があるように感じる。
- 「身寄りのない高齢者等」という表現が非常に抽象的で分かりづらい。介護者が同居していたり近隣に居住している場合は問題がないが、例えば遠方に住んでいる、近隣にいない、同居していないという状況では、生活支援など是对応できないような項目があり、身寄りのないということに限定されないような仕組みが必要。身寄りのない高齢者が抱える課題の解決に際して、つながるべき関係者、関連事業等の例が示されており、ケアマネジャーや地域包括支援センターが中心となり、地域課題として必要な資源を整理と書かれているが、ケアマネジャーが地域で必要な資源の開発や整理に関わり、民間のサービスも含めた関連事業者へつなぐとなると、利用者と事業者の間においてトラブルが生じた際に責任を求められるケースも想定される。しかし、ケアマネジャーがそれぞれの事業者の利用料金が適切なのかなどの安全性や健全性を評価することは困難である。また、昨年12月に取りまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の中間整理でも、法定業務と法定外業務を整理し、法定外業務削減を目指すべきとの方向性が示されている。ケアマネジャーが地域ケア会議で必要な地域資源の開発について意見をすることなどはあったとしても、関連事業の開発そのものや利用者を関連事業者につなぐなどの行為は法定外業務であり、ケアマネジャーの法定業務ではないと考える。したがって、法定外業務についてケアマネジャーに相談があった場合に、ケアマネジャーから引き継ぎ可能なワンストップの窓口を行政サービスとして整えるなどの対応を検討していただきたい。
- 地域ケア個別会議では、認知症や独居高齢者など、身寄りのない高齢者にも関わる個別課題について、現状把握や課題解決に向けた方向性の検討は行われている。一方で、地域ケア推進会議については、地域課題の解決に向けた活発な議論の場としては十分に機能しているとは言い難い現状がある。それぞれの会議の中でテーマを明確に絞り、役割分担を整理した上で、地域課題を実効的に解決していくための機能的な仕組みづくりが必要である。

第126回介護保険部会における主なご意見⑤ (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等) (続き)

- 生活支援、財産管理、身元保証、死後事務など、身寄りのない高齢者等が抱える課題は多岐にわたるが、これらの課題に対しては、地域包括支援センターやケアマネジャーが中心となり、地域ケア会議などを活用しながら、民間サービスや公的制度、さらにはインフォーマルなサービスにつなげる取組が進められている。一方で、生活困窮者への支援は、生活困窮者自立支援制度の枠組みに基づき、福祉事務所設置自治体が主体となって実施されている。高齢かつ生活困窮状態にある方も少なくなく、両制度の対象者が重なるケースも多く見受けられる。入口機能が複数存在することは柔軟な対応を可能にする一方で、住民にとって制度が分かりにくくなる懸念もある。特に相談の受皿が不明確な場合には、制度間での混乱が生じ、結果として支援の遅れにつながる可能性もある。国においては、入口機能の整理や制度上の優先順位の考え方などを明確にさせていただき、自治体間での対応のばらつきを防ぐとともに、住民にとって分かりやすく、支援が途切れない仕組みとなるよう御配慮いただきたい。
- 地域ケア会議のさらなる活用に当たっては、高齢者の課題が複合的になっている以上、関係職種との連携が必要不可欠であり、そうした場合の橋渡しを地域包括支援センターが果たすことが重要と考える。また、その上で、地域包括支援センターは、地域資源の創出や地域ケア会議のサポート、地域課題の検討など、地域全体に目を配った対応が必要となることから、そうした業務に注力できるよう、居宅介護支援事業所との役割分担の見直しなどに取り組んでいく必要がある。
- 地域ケア会議の連携・活用状況は地域差が大きく、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を連携できていない、地域ケア個別会議での議論がそもそも十分ではないと回答した市町村が合わせて半数程度ある。身寄りのない高齢者の抱える多層的なニーズや問題に対応していくために、地域ケア会議の体制整備や推進会議との連携強化に向けた市町村への支援が必要であると考え。

第126回介護保険部会における主なご意見⑥ (身寄りのない高齢者等への支援関係)

(論点①- i 身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等) (続き)

- 身寄りのない高齢者等が抱える課題の解決に際してつながるべき関係者・関連事業等の例として、老人クラブの地域における活動については、地域の特性などに合わせた多様な取組が行われている。生活支援に係る取組についても、老人クラブ会員が地域住民の方々への日常的な声かけなどによって、地域の身寄りのない高齢者などの発見などにもつながるとともに、必要な支援の取組が行われている。しかしながら、老人クラブの活動には課題もあり、会員の高齢化や後継者不足などにより、活動の縮小や支援活動の効果的な展開のための多様な主体との連携・協働の難しさなどがある。一方で、地域の老人クラブ活動を支える市町村老人クラブ連合会を市町村社会福祉協議会が担っており、かつ市町村社協が生活支援体制整備事業を受託の上、生活支援コーディネーターを配置している場合、老人クラブにおける生活支援、支え合いの活動が地域において効果的な活動につながっている例が見られる。生活支援コーディネーターと協働した、地域の多様な主体による社会資源の発掘・創出、ネットワークの構築について、つながるべき関係者として、NPO団体、ボランティア団体、老人クラブ、住民主体の取組などに加え、社会福祉協議会についてもより積極的に関わっていただけるとありがたいと考える。
- 「身寄りのない」の定義やイメージを共有した上で議論することが望ましい。地域ケア会議の活用推進については、一般的には親会議の下に、名称は各地域で異なると思うが、小地域ケア会議のようなものを設置して個別事例に対応しているケースが多いと察する。今後対応ニーズが増える地域においては、地域ケア会議の組織体制を強化していくことや、他の分野の会議体と連携することについては、市町村に組織横断的に協議できる部分がないとなかなか難しいと考える。
- いわゆる身寄りのない人という表現については、関連する会議体に出ている人にとっては、日本語的な意味での身寄りのない人に限るものではないという当然の了解があるように思うが、その点について語感も含めた多くの御指摘をいただいた。福祉部会と非常に関連深い議論をしているため、福祉部会の方でも今日の資料や議論を何らかの形で共有していただくといったことも御検討いただいた方がよいのではないかと考える。

第127回介護保険部会における主なご意見

- 相談支援の在り方について、地域包括支援センターやケアマネジャーが対応するというについては当然あり、現実にも行っているが、介護保険制度の枠を超えた様々な社会資源が連携し、相談窓口をもっと多様に展開していくことが必要だと考える。例えば生協でも生活相談の窓口を持っているところがあり、専門的な部分については士業と連携したり、生活相談貸付のような事業を展開したりもしている。そのように家計の相談と伴走支援を行っているが、要因を見ると複合的な要因を抱えているということがあるため、もう少し幅の広い多様な相談窓口を設け、関係機関がきちんと連携していくことが必要。法的な部分など専門性が高い領域については、士業などの専門家と連携をすることで課題解決を進めることが必要だと考える。
- 社会・援護局の成年後見制度利用促進専門家会議において、複数の委員から、介護保険部会の議論は少し射程が狭いのではないかと、権利擁護支援などの観点も踏まえた介護保険を超えたところでの議論をしてほしかった、という趣旨の意見が出た。大きな枠として「地域包括ケアシステムの深化」という論点で捉えた場合、ともすると介護保険自己完結型の議論になってはいなかったか。大きなくりでの地域共生社会や、包括的支援体制整備に向けた、地域で住民の方をどのように支えていくか。介護保険、医療保険、社会福祉法、それぞれの改革が全体として進んでおり、各所管に対して今後に向けての対応をお願いしたい。

第128回介護保険部会における主なご意見 (介護予防の推進)

(論点② 介護予防の推進)

- 2040年を見据えると、中山間・人口減少地域に限らず、高齢者の介護予防を主軸とした活動拠点の整備は必要。多機能性を備えるのであれば、各分野のサービスの現状や課題を共有し、解決に向けて戦略的に道筋を立てて創意工夫する仕組みが重要になる。
- 一体的な拠点の整備は必要。モデル事業の検証結果を報告してほしい。
- 複数分野での課題に対応する優れた人材の確保と、適切な人員配置の検討が必要。
- 通いの場での専門職の活用が推奨されているところだが、業務多忙等により、現状として極めて困難である。例えば、年に1、2回でも構わないので、余力のある老健施設等において通いの場を開催することで専門職が関与する機会を確保し、活動の質を高めること等を検討すべきと考える。
- 老健施設には専門職種が揃っており、介護予防に資する活動拠点として適当である。老健施設を拠点として位置づけ、活用することで、通いの場の効果の向上も見込めるのではないか。
- 介護予防と地域の課題の支援を一体的に実施する拠点を整備運用するための事業を立ち上げて総合事業に位置付けるという点について、生活困窮分野などの対応をするということで必要な対応だとは思う。ただ、現行の予算事業について介護保険を付け替えるというようなことにならないように、実施する場合でも介護保険で対応する部分は介護予防の部分、ということを経済的に明確にしながら進めていただきたい。
- 地域支援事業の上限額を廃止することはもとより、必要な予算を確保することと一体で検討していただきたい。
- 地域の課題を一体的に支援する拠点は、中山間・人口減少地域の実態に照らしても大変現実的な提案である。実際、中山間人口減少地域では、同じ拠点において通所介護と介護予防をしながら、遠隔診療も可能な診療所を設置したり、障害や子育ての拠点機能を果たすなど工夫をしているところがある。財源がいつも課題となっている。国や都道府県の財政支援のもとで整備が進むよう、検討を進めてほしい。

第126回介護保険部会における主なご意見⑦ (過疎地域等における包括的な支援体制関係)

(過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み)

- 過疎地域等における包括的な支援体制の整備について、相談支援と地域づくりを分野別の縦割りではなく機能別に構造化して、包括的な実施を可能にするという考え方は大変合理的であろうと思うが、相談支援に当たる専門職が多領域にわたる相談支援に対応できるように人材育成をしていくということが大変大きな課題である。しかし、人口減少地域では実際にそういうことが必要になってきているため、特別な人材育成の方法を検討する必要があるだろう。
- 各市町村の実情を踏まえた体制構築を検討していく必要があるため、今後具体的に議論していければと考える。